

平成21年度第3回寒川町情報公開審査会
平成21年度第3回寒川町個人情報保護審査会
議 事 録

日 時 平成21年12月7日（月）14時55分～16時50分
場 所 寒川町役場東分庁舎第2会議室
出席者 委員：片岡委員、清水委員、小沢委員、鶴園委員、浦委員
事務局：木内総務部長、大久保総務課長、三橋主査、吉田主任主事
異議申立人：
実施機関：企画政策部（小島専任主幹、戸村主査）

1 情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について（異議申立てに係る諮問）

(1)非公開決定となった公文書（以下「非公開文書」という。）のインカメラ審査を行い、各委員が意見を述べることにより、審査の流れ及び方向性を確認した。

○非公開文書に記載されている事業名は、継続的事業又は広域的事業であると思われる、すでに広く知られているものと考え。したがって、文書を見る限りでは、非公開とする理由はない、との意見多数あり。

○非公開文書に記載されている金額について、実施機関は推計値であることを非公開の理由としているが、計画どおりに行かない場合もあるということは誰でも分かることであり、また、推計値である旨を注記すれば済む問題である、との意見複数あり。

○道路の舗装工事などの施工箇所を特定できるような詳細な資料を想像していたが、この程度の資料を非公開とすることは理解に苦しむ、との意見複数あり。

○金額が非公開事由に該当するのならば、該当部分のみを黒塗りにして、部分公開とするのが適当である、との意見複数あり。

○情報公開条例（以下「条例」という。）中の用語等の解釈について確認し、審査を行う際の基準の統一を図った。

* 「おそれ」という言葉の程度について

「もしかしたら起こるかもしれない」という程度の、単に可能性がある「おそれ」ではなく、相当に高い確率で起こることが予想できる「おそれ」である必要がある。

* 条例第5条第3号の規定で、非公開となる条件の程度について

抽象的な事例は認められない。実質的かつ具体的事例であることが求められる。

○申立人及び実施機関に対し、質問することを確認した。

* 申立人に対して ・ 特になし

* 実施機関に対して ・ 非公開文書の中で、非公開事由に該当する箇所はどの部分であるのか。
・ 「町民に不当に混乱を生じさせる」又は「意思決定の中立性が損なわれる」おそれの具体的事例の説明を求める。

○申立人に対し、審査の流れや注意事項について事前説明は行ったのか、質問あり。
→行った旨、事務局が回答。

(2)申立人による口頭意見陳述及び質疑（15時30分～15時50分）

○会長が、審査の流れ及び注意事項を説明。

○異議申立書及び意見書の内容について、その概要を申立人が説明。

○会長及び委員からの質問

* 申立ての主旨は、非公開文書を公開しても、今後の予算編成における意思決定の中立性が損なわれる、又は町民の間に不当に混乱を生じさせるというようなおそれはない、ということで間違いはないか、確認の質問あり。
→そのとおりである旨、申立人が回答。

* 請求の段階では公開できなくても、非公開理由が消滅する等の理由で、後日の日付を指定して公開決定するという可能性もあるが、この方法で決定されることに対し、何か意見はあるか、との質問あり。

→次の理由により、即時公開を要望する旨、申立人が回答。

- ・ 本事案は、平成22年度の財政推計に関する資料である。期間を置いて公開されたのでは、平成22年度予算の策定前に、財源不足について検討することができない。
- ・ 期間を置けば、情報は古くなる。本事案のような財政に関する情報は、特に即時公開が必要であると考えます。
- ・ 財政関係の公開請求を何度か行っているが、実施機関の請求への対応は、故意に遅らせようとする傾向がある。（請求に対し15日以内に決定することと条例で規定されているが、15日ぎりぎりに決定を下す等）本事案に関しては、期間を置く理由がない。
- ・ 本事案に関しては、近隣他市町村ではHP等で公表しているところもある。同様の内容であるのに、請求に対し即時公開できない理由はない。

* 個人情報等の非公開事由が記載されている場合に、当該部分を黒塗りにして部分公開決定とする可能性もあるが、この方法で決定されることに対し、何か意見はあるか、との質問あり。

→部分公開決定の可能性はあることは承知している。

ただ、本事案に関しては、町長との財政に対する懇談会や議会（協議会）等の場で、一部の情報がすでに公表されているものもあるのに、全部を非公開とした理由が分からない。細かい部分までの資料でなくて構わない。部分公開で、内容の8割でも情報が分かれば、財政不足について、町民は納得し、協力しようという気持ちになると考える、と申立人が回答。

(3)実施機関の口頭説明及び質疑（15時50分～16時20分）

○非公開決定とした理由及び経緯について、その概要を実施機関が説明。

○会長及び委員からの質問

* 意思決定の中立性が損なわれるおそれについて、実施機関は、町民から予算についての意見が出されること自体を良くないことと捉えているように感じる。その真意について質問あり。

→予算編成については、現時点では内部調整の段階であり、3月議会に諮り、承認を受けることで確定となる。議会に報告することを第一とし、それ以前に外部に情報が出ることは避けたいと考えている旨、実施機関が回答。

* 非公開事由は条例第5条各号に規定されているものに限る。実施機関は、議会への報告を優先させることを非公開の理由としたが、条例のどこに該当すると

考えているのか、質問あり。

→議会報告前の未成熟な情報であると捉えている旨、実施機関が回答。

- *本町の条例には、未成熟又は形成過程であるという理由だけで、当該情報を非公開とする旨の規定はないので、議会報告との関係を非公開決定の理由とすることはできない。未成熟な情報を公開することで、具体的にどのような混乱を招き、どのように意思決定の中立性を損なうのか、具体例を示してほしいとの要望あり。

→予算編成途中の事業には首長の政策的な事業もある。当該事業等が不確定な状態で町民に知らされると、決定していない事業に対し様々な反響が出る可能性もあり得ると考えている旨、実施機関が回答。

- *実施機関の情報公開及び町民に対する考え方は、「民をして、依らしむべし、知らしむべからず」と言われるように、町民に知らせると騒ぎだすので、なるべく知らせずに議会まで穏便に済ませよう、という姿勢が根底にあるように思われる。これは、条例第1条の目的にある「町民の知る権利を尊重する」から大きく乖離している。実施機関は条例に則り公開の判断をすべき、との意見あり。

- *申立人が求めている事業費の内訳はこれで全部か。他に載せるまでもない微細なものがあるのか、質問あり。

→推計値として計算したものは、非公開文書に記載されているもので全てであるが、予算編成上は他にもあり、緊急財政の中、額も大きく変動すると思われる。本内訳を確定したもの、すなわち事業が決定したものと捉えられると、町民の間に混乱が生じるおそれがあると考え、実施機関が回答。

- *非公開文書に記載されている事業名は、長期計画の公表等ですでに広く知られているものとする。公開することに懸念を感じているのは金額の部分ということでよいか、また、金額を公開した場合どのような問題が生じると考えているのか、質問あり。

→確かに事業名については他の計画書等で把握できるものである。しかし、金額の部分については、予算が確定した場合には、推計値と大きく乖離する可能性があり、数字がひとり歩きする懸念がある。そのため、公開は差し控えたい旨、実施機関が回答。

- *議会又は議員個人から、議員活動に関連して本事案と同様の資料請求がなされた場合、どのような対応をするのか、質問あり。

→過去に、本事案のような財政推計に関する請求を議会から受けたことがないので、具体的な回答はしかねるが、全議員に資料提供する等、方法はいくつか考えられる旨、実施機関が回答。

- *本事案を含め、緊急財政対策会議等で検討した結果を公表する今後の予定について質問あり。

→11月の議会の協議会で検討結果を報告済み。1月中旬の土曜日、日曜日に町民説明会を開催する予定である。ただし、本非公開文書については、議員には配付していない旨、実施機関が回答。

- *議会への報告や住民説明会を予定していたのならば、公開できるようになる日を明示して非公開決定を行うべき（条例第10条第4項後段）と考えるが、当該処理が行われなかった理由について質問あり。

→請求当時には、議会日程や説明会の予定が未定であったため、詳細な日付を記載することができなかった旨、実施機関が回答。

→詳細な日付を確定できなくても、過去の規則性からある程度の目安は予測できたはず。何の条件もなしに、一切を非公開としたことは条例第1条の目的に反する、との意見あり。

(4)審査

- 申立人は、詳細な資料でなくても構わないと述べていた。非公開文書を実際に見て申立人の主張に納得した、との意見あり。
- 町の意味決定過程において、議会への報告を優先し、重視するという考えがあることは理解している。しかし、条例中に議会への未報告を理由に非公開とする規定はない。(このような規定がある条例も聞いたことがない。)実施機関は条例に従い判断すべきである、との意見あり。
- 実施機関は、推計値である金額を公開することに危惧を感じているようだが、町民を信頼していないように受け取れた。推計値である旨を明記すれば、町民は十分に理解でき、混乱は生じない、との意見複数あり。
- 期限を設けての非公開決定については、その期間の非公開理由がないので、適当ではない、との意見あり。
- 非公開文書中の事業名については、実施機関も納得していたとおり、すでに公表されているものであるため、非公開事由（条例第5条第3号）には該当しない、と会内の意見一致。
- 非公開文書中の金額については、実施機関からの説明では具体性及び蓋然性の根拠が弱く、非公開事由（条例第5条第3号）に該当すると認められない、と会内の意見一致。

《決定事項》

- 本件の非公開文書については、公開が妥当である。
- 金額が推計値であることを危惧するのであれば、その旨及び変動の可能性があることを明記することを勧める。

2 情報公開審査会審査要領及び個人情報保護審査会審査要領について

寒川町情報公開審査会及び寒川町個人情報保護審査会の審査要領について

- 事務局が、訂正案の概要を説明。了承を得た。
- 補佐人や実施機関に係る規定、様式等については、今後の課題とした。

3 その他

- 不服申し立ての審査に係る会議の開催については、不服申立人の法的救済という観点から、迅速化を検討することを今後の課題とした。

以 上